

アパート等入居のための連帯保証に関する同意書

国立大学法人 岐阜大学長 森脇 久隆 様

私は、国立大学法人 岐阜大学 を連帯保証人として賃借した
() に関し、下記事項に同意します。

所属部局 _____

氏名 (署名) _____ ④

記

- 1 賃貸借契約期間中、賃貸人 (以下「甲」という。) と上記の留学生 (以下「乙」という。) の合意により、賃貸借契約の内容等に変更が生じた場合は、乙は岐阜大学に対して変更内容の通知を行わなければならない。
- 2 乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、岐阜大学は乙の賃貸借契約を解除することができる。その場合乙は、本物件の明渡しに関する権限を岐阜大学に委任するものとし、乙は岐阜大学が行った行為に対して、一切の不服を申し立てないほか、岐阜大学及び関係者に対して損害賠償、その他の請求をしないものとする。
 - (1) 乙が賃料等の支払いを3か月以上滞納し、甲が催告を行うもその支払いをしないとき
 - (2) 乙が甲への届出をせず、所在不明のまま60日以上経過したとき
 - (3) 乙が死亡又は破産その他の事情により賃貸借契約の履行が困難な状況に陥ったとき
- 3 乙は、岐阜大学に在学し、かつ、賃貸借契約が存続する限り、前項の委任を解約できない。
- 4 乙は、(財) 日本国際教育支援協会の実施する「留学生住宅総合補償」に加入しなければならない。
- 5 岐阜大学は、乙が加入する(財) 日本国際教育支援協会の実施する「留学生住宅総合補償」の補償期間を超えたときは、この連帯保証契約を解除する。